(4)　固定資産税　普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第二十七条第一号から第三号までの区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

A×0.014＋B×（0.014－C）

算式の符号

A　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

B　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額

C　当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とする。

ロ　市町村　復興特別区域法等の規定の適用を受ける固定資産税の課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び普通交付税に関する省令第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

A×0.014＋B×（0.014－C）

算式の符号

A　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

B　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額

C　当該市町村がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とする。

2　平成二十四年度省令第一条第五項に規定する三月分の震災復興特別交付税の額から減額することができない額がある場合には、当該額を前項の規定に基づき算定した額から減額するものとする。この場合において、平成二十五年度九月分の額が負数となるときは、当該額を零とする。

（平成二十五年度三月分の額の算定方法）

第三条　各道府県及び各市町村に対して、平成二十六年三月に交付すべき震災復興特別交付税（以下「平成二十五年度三月分」という。）の額は、前条第一項第一号から第四十号までの各号によって算定した額から平成二十五年度九月分の額の算定において当該各号によって算定した額を控除した額の合算額とする。

2　前条第二項において平成二十五年度九月分から減額することができない額がある場合には、当該額を前項の規定に基づき算定した額から減額するものとする。

3　平成二十三年度省令第一条の規定により算定した額（平成二十四年度省令第一条第四項の規定により減額又は加算した額がある場合には、当該減額し、又は加算した後の額）及び平成二十四年度省令第一条の規定により算定した額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を上回り、又は下回ること等により平成二十三年度分又は平成二十四年度分の震災復興特別交付税の額が過大又は過少に算定されたと認められるときは、当該過大算定額又は過少算定額に相当する額を、第一項の規定に基づき算定した額（前項の規定により減額した額がある場合には、当該減額した後の額）から減額し、又は当該額に加算するものとする。

4　前二項の規定により減額し、又は加算した後の平成二十五年度三月分の額が負数となるときは、当該額を零とする。

5　前項の場合において、平成二十五年度三月分の額から減額することができない額の措置については、別に省令で定める。

（平成二十五年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期並びに算定方法の特例）

第四条　前三条に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、平成二十五年九月及び平成二十六年三月以外の月において、平成二十五年度分の震災復興特別交付税の額を決定し、交付する。

（平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十六年度において交付する場合の算定方法）

第五条　地方交付税法附則第十二条第一項の規定により、同法附則第十一条に規定する平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十六年度分の地方交付税の総額に加算して交付する場合における、地方団体に対して交付すべき震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額については、別に省令で定める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の項（十七）の規定は、福島復興再生特別措置法附則第一条第二号の政令で定める日から施行する。

別表

一	二
（一）　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第十四条第二項の規定による負担金	（一）　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第三十六条の規定による負担金
（二）　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第一項の規定による負担金	（二）　港湾法第四十二条第一項又は第四十三条第一号、第二号若しくは第五号の規定による補助金
（三）　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項又は第二項の規定による負担金	（三）　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第四条第一項の規定による負担金
（四）　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第二項の規定による負担金	（四）　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第九条の二第二項の規定による負担金
（五）　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第五条の規定による負担金	（五）　森林法第四十六条第二項又は第百九十三条の規定による補助金
（六）　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第一項の規定による負担金	
（七）　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十条第一項又は第二項の規定による負担金	
（八）　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二十六条第一項の規定による負担金	
（九）　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十条第一項の規定による負担金	
（十）　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十八条第一項、第二項又は第三項の規定による負担金	
（十一）　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六十条第一項の規定による負担金	
（十二）　交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第六条第一項の規定による負担金	
（十三）　東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項又は第十一条第四項の規定による負担金	
（十四）　東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）第五条第二号から第四号までの規定による負担金	
（十五）　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五条第一項の規定による負担金	
（十六）　東日本大震災復興特別区域法第五十六条第八項の規定による負担金	
（十七）　福島復興再生特別措置法第九条第四項、第十条第四項、第十一条第三項、第十二条第四項、第十三条第四項、第十四条第四項、第十五条第四項又は第十六条第五項の規定による負担金	